

静岡県「障害福祉サービス等情報公表制度」実施要綱

1 目的

静岡県知事（以下「知事」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号。以下「一部改正法」という。）による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 76 条の 3 に規定する情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表並びに一部改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児福法」という。）第 33 条の 18 の規定による情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表の事務を効率的かつ円滑に行う観点から、実施要綱を次のとおり定める。

2 実施要綱の内容

実施要綱の内容は、次のとおりとする。

(1) 基準日

各年 4 月 1 日とする。

(2) 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類

情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、以下のとおりとする。

ア 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

イ 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

ウ 指定計画相談支援

エ 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

オ 指定障害児相談支援

カ 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

(3) 公表等の対象となる事業所

障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児福法第 33 条の 18 第 1 項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象とする。

また、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第 65 条の 9 の 6 並びに児福法第 33 条の 18 第 1 項及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「児福法施行規則」という。）第 36 条の 30 の 2 の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、実施要綱等で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象とする。

(4) 報告

ア 報告の内容

- (7) 実施要綱に定める基準日より前に、サービス提供実績のある事業者については、障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 8 及び児福法施行規則第 36 条の 30 の 4 の規定に基づき、別添 1 基本情報及び別添 2 運営情報並びに別添 3 経営情報を報告する。
- (8) 報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、障害福祉サービス等事業との記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別添 3 の経営情報に掲げる事項については、できる限り障害福祉サービス等事業に係る事項のみを報告するものとする。
- (9) 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添 1 基本情報を報告する。
- (10) 事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。
- (11) 一人当たり賃金は、任意での報告を可能とするものであるが、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等が分かるような形での公表を可能とす

るものとする。

イ 報告の方法

事業者は、公表システムを通じ知事へ報告することとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可とする。

ウ 報告の開始

- (7) 基準日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者については、各年5月7日とする。
- (4) 基準日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、当該事業者指定を受けた日とする。
- (9) 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後とする。

エ 報告の期限

- (7) 基準日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者については、各年7月31日とする。
- (4) 基準日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、当該事業者指定を受けた日から2か月以内とする。
- (9) 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3か月以内とする。

なお、経過措置として、令和8年3月31日までの間は、当該経営情報の報告期限を令和8年3月31日までとする。

オ 情報の更新の取り扱い

- (7) 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定 障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更のあったときに、報告を行うこととする。
- (4) 上記(7)以外の情報については、年1回の定期的な報告で足りることとする。

(6) 調査

ア 目的

障害者総合支援法第76条の3第3項及び児福法第33条の18第3項の規定により、利用者保護等の観点から、知事が事業者から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために行う。

イ 基本的事項

(7) 調査の実施体制

調査は、職員1名以上で行うものとする。

(4) 調査の内容

調査は、基本情報及び運営情報について確認を行うものとする。

(7) 調査の方法

調査は、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査の方法等によって行うものとする。

(7) 公表

ア 手続き

知事は、実施要綱等に基づき、事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

また、知事は、障害福祉サービス等情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計し、障害福祉サービス等事業者経営情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する。

イ 公表の方法等

知事が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

(7) インターネットによる公表

知事は、管轄の事業者の障害福祉サービス等情報を公平に公表するとともに、極めて多くの事業者の情報の中から、利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インターネットによる公表を行うものとする。

また、知事は、インターネットによる公表情報が適切に障害福祉サービス等の利用者等に伝わるよう、利用者の家族、市区町村、相談支援事業者等に対し、本制度の活用について普及啓発に努めるものとする。

(4) その他の公表方法

知事は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

ウ 公表の時期

(7) 基準日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告後2か月以内とする。

(4) 基準日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告後1か月以内とする。

エ 事業者による公表

事業者は、公表する障害福祉サービス等情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

(8) 苦情等の対応

ア 総合的な窓口

知事は、当該公表情報に関する利用者からの苦情等の対応の総合的な窓口を設ける。

イ 基本的な対応

公表されている情報（以下「公表情報」という。）に関する利用者等からの苦情等については、事業者に対する照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、利用者等に対し説明を行う。また、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から公表情報の訂正の報告を受けた後、速やかに公表するものとする。

事業所から適切な説明が得られなかった場合、知事は、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 4 項及び児福法第 33 条の 18 第 4 項の規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討する。

ウ 苦情等に関する対応経過の記録等

知事は、利用者等からの苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

3 その他

(1) 市町との連携

指定計画相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所に係る当該情報公表業務については、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 5 項及び第 7 項並びに児福法第 33 条の 18 第 5 項及び第 7 項に定めるものの他、適宜当該市町の協力を得て行うものとする。

(2) 障害福祉サービス等事業者経営情報の取扱い

当該情報の取扱いに当たっては、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとし、他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないよう留意し、本制度の目的に沿って取り扱うものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項について

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第一	基本情報
一 事業所等を運営する法人等に関する事項	1. 事業所等を運営する法人等に関する事項
イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先 - 法人等の種類 - 法人等の名称 - 法人番号 - 法人等の主たる事務所の所在地(〒) - 電話番号 - FAX番号 - ホームページ(URL)
ロ 法人等の代表者の氏名及び職名	法人等の代表者の氏名及び職名 - 氏名 - 職名
ハ 法人等の設立年月日	法人等の設立年月日
ニ 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス	法人等が都道府県内で実施するサービス - サービスの種類 - か所数 - 主な事業所等の名称 - 所在地
ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項	
二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先	事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先 - 事業所等の名称 - 事業所等の所在地 - 市区町村コード - 電話番号 - FAX番号 - E-mail - ホームページ(URL)
ロ 事業所番号	従たる事業所の有無 所在地
ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名	指定事業所番号
ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)	事業所等の管理者の氏名及び職名 - 氏名 - 職名
ホ 事業所等までの主な利用交通手段	事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日 - 事業の開始(予定)年月日 - 指定の年月日 - 指定の更新年月日
ヘ 事業所等の財務状況	事業所等までの主な利用交通手段
ト その他サービスの種類に応じて必要な事項	事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料) - 事業活動計算書(損益計算書) - 資金収支計算書(キャッシュフロー計算書) - 貸借対照表(バランスシート)
	社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録喀痰吸引等事業者
	サービス別の項目(別紙参照)

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項	3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項
イ 職種別の従業者の数	職種別の従事者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等
ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等	・実人数 ・職種 ・常勤換算人数 ・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数 ・福祉・介護職員の常勤換算人数 ・利用実人員 ・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数 ・資格等を有している従業者の数 ・管理者の他の職務との兼務の有無
ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等	従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等 ・前年度の採用者数 ・前年度の退職者数 ・業務に従事した経験年数別の人数
ニ 従業者の健康診断の実施状況	従業者の健康診断の実施状況
ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況	従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従事者の資質向上に向けた取組の実施状況 ・研修実施計画の有無 ・事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況 ・意思決定支援に関する研修の実施状況 ・従業者に対する虐待防止研修の実施状況 ・喀痰吸引等研修の修了者数 ・強度行動障害支援者養成研修の修了者数 ・行動援護従業者養成研修課程の修了者数 ・高次脳機能障害支援養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修課程の修了者数 ・障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修課程の修了者数
ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項	サービス別の項目（別紙参照）
四 サービスの内容に関する事項	4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項
イ 事業所等の運営に関する方針	事業所等の運営に関する方針
ロ 当該報告に係るサービスの内容等	サービスを提供している日時 ・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 ・サービス提供所要時間 事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域 サービスの内容等 ・主たる対象とする障害の種類 ・利用者の送迎の実施 ・協力医療機関 ・利用定員 ・サービス等報酬の加算状況 ・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制 ・障害福祉サービス等の利用者への提供実績 サービスを提供する事業所、設備等の状況 ・建物の構造 ・送迎車両の有無 ・便所の設置数 ・浴室の設備の状況 ・消火設備等の状況 ・防犯システム、機器の状況 ・バリアフリーの対応状況 ・福祉用具の設置状況

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知		
ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績 ニ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況 ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項 ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等 ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等 チ その他サービスの種類に応じて必要な事項		障害福祉サービス等の利用者への提供実績 ・利用者の人数(区分別) 利用者等からの苦情に対する窓口等の状況 ・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況 障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み ・損害賠償保険の加入状況 障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等 ・その内容 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等 ・利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況 ・第三者による評価の実施(受審)状況 サービス別の項目（別紙参照）		
	五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項		5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項	
			障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用 ・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況 ・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況 ・食事の提供により要する費用の徴収状況 ・創作的活動に係る材料費の徴収状況 ・家賃の徴収状況 ・光熱水費の徴収状況 ・日用品費の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例:預り金の出納管理等)の徴収状況	
	六 その他都道府県知事が必要と認める事項			

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第二	運用情報
第一 サービスの内容に関する事項	6. 事業所等運営の状況
一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置 イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ハ 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 ニ 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 二 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置 イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況 三 相談、苦情等の対応のために講じている措置 相談、苦情等の対応のための取組の状況 四 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置 イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況 五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携 イ 相談支援専門員等との連携の状況 ロ 主治の医師等との連携の状況	(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項 障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置 ・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ・利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 ・利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置 ・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況 相談、苦情等の対応のために講じている措置 ・相談、苦情等の対応のための取組の状況 障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置 ・サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況 障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携 ・相談支援専門員等との連携の状況 ・主治の医師等との連携の状況
第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項	(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項
一 適切な事業運営の確保のために講じている措置 イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 ロ 計画的な事業運営のための取組の状況 ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況 ニ サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況 二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置 イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況 三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置 安全管理及び衛生管理のための取組の状況 四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置 イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況 ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況 五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置 イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	適切な事業運営の確保のために講じている措置 ・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 ・計画的な事業運営のための取組の状況 ・事業運営の透明性の確保のための取組の状況 ・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況 事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置 ・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 ・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 ・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況 安全管理及び衛生管理のために講じている措置 ・安全管理及び衛生管理のための取組の状況 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置 ・個人情報の保護の確保のための取組の状況 ・サービスの提供記録の開示の実施の状況 障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置 ・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 ・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 ・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
第三 都道府県知事が必要と認めた事項	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
第六十五条の九の八	経営情報
第三項 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの(次条において「経営情報」という。)	8. 経営情報
イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報	事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報 ・法人番号 ・会計年度 ・決算月 ・会計期間 ・法人等の採用している会計基準 ・消費税の経理方式 ・サービスの種類
ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容	事業所又は施設の収益及び費用の内容 ・会計の区分状況 ・会計期間 ・障害福祉サービス等事業収益 ・障害福祉サービス等事業費用 ・事業外収益 ・事業外費用 ・特別収益 ・特別費用 ・法人税、住民税及び事業税負担額 ・複数の障害福祉サービス事業の有無 ・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他) ・医療における事業収入 ・医療における延べ在院者数 ・医療における外来患者数 ・介護サービスにおける事業収益 ・介護サービスにおける延べ利用者数 ・就労支援事業・授産事業収益 ・措置費収益 ・その他の事業における収益
ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項	職種別の職員数・職員給与の状況 ・入力単位 ・常勤・非常勤ごとの把握状況 ・職種別の常勤職員の人数 ・職種別の常勤職員の給与 ・職種別の非常勤職員の人数 ・職種別の非常勤職員の給与
ニ その他必要な事項	

報告すべき障害福祉サービス等事業の収益及び費用の内容と各会計基準上の勘定科目との対応関係

1. 社会福祉法人会計基準

報告すべき収益・費用の内容	対応する会計上の勘定科目
1. 障害福祉サービス等事業収益	サービス活動増減による収益における、 <u>障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、利用者負担金、補足給付費、特定費用の収益、その他の収益の障害福祉分（補助金事業収益（公費）、補助金事業収益（一般）除く）</u>
うち自立支援給付費等収益	サービス活動増減による収益における、 <u>障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、補足給付費の収益</u>
うち利用者負担金等収益	サービス活動増減による収益における、 <u>利用者負担金、特定費用の収益</u>
2. 障害福祉サービス等事業費用	サービス活動増減による費用（ <u>国庫補助金等特別積立金取崩額除く</u> ）
人件費	サービス活動増減による費用における、 <u>人件費（派遣職員費除く）</u>
うち給与	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、以下の合計額 ・職員給料 ・職員賞与 ・賞与引当金繰入 ・非常勤職員給与
うち役員報酬	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、 <u>役員報酬、役員退職慰労金及び役員退職慰労引当金</u>
うち退職給付費用	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、 <u>退職給付費用</u>
うち法定福利費	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、 <u>法定福利費</u>
業務委託費	サービス活動増減による費用における、以下の合計額 事務費のうち、 <u>業務委託費</u> 人件費のうち、 <u>派遣職員費</u>
うち給食委託費	—
減価償却費	サービス活動増減による費用における、 <u>減価償却費</u>
水道光熱費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、以下の合計額 ・水道光熱費 ・燃料費 サービス活動増減による費用における、事務費のうち、以下の合計額 ・水道光熱費 ・燃料費
その他の費用	サービス活動増減による費用における、「人件費」、「業務委託費」、「減価償却費」、「水道光熱費」の項目として報告したもの及び国庫補助金等特別積立金取崩額を除くもの
うち材料費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、以下の合計額 ・給食費 ・介護用品費 ・医薬品費 ・診療・療養等材料費
うち給食材料費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、 <u>給食費</u>
うち研修費	サービス活動増減による費用における、事務費のうち、 <u>研修研究費</u>
うち本部費	—
うち車両費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、 <u>車輛費</u>
うち控除対象外消費税等負担額	—
3. 事業外収益	以下の合計額 ・サービス活動増減による収益における、 <u>補助金事業収益（公費）、補助金事業収益（一般）</u> ・サービス活動外増減による収益 ・サービス活動増減による費用における、 <u>国庫補助金等特別積立金取崩額（正の額として換算）</u> ・サービス活動増減による収益における、 <u>経常経費寄付金収益</u>
うち受取利息配当金	サービス活動外増減による収益における、 <u>受取利息配当金収益</u>
うち運営費補助金収益	サービス活動増減による収益における、障害福祉サービス等事業収益のうち、 <u>補助金事業収益（公費）、補助金事業収益（一般）</u>

	うち施設整備補助金収益	サービス活動増減による費用における、 <u>国庫補助金等特別積立金取崩額</u> （ <u>正の額として換算</u> （注1））
	うち寄付金	サービス活動増減による収益における、 <u>経常経費寄付金収益</u>
4.	事業外費用	<u>サービス活動外増減による費用</u>
	うち借入金利息	サービス活動外増減による費用における、 <u>支払利息</u>
5.	特別収益	<u>特別増減による収益</u>
6.	特別費用	<u>特別増減による費用</u>
7.	法人税、住民税及び事業税負担額	—

（注1）社会福祉法人会計基準上、「国庫補助金等特別積立金取崩額」は費用として取り扱われているところであるが、本制度においては便宜上、「事業外収益」として取り扱う

2. 病院会計準則

(※)本通知のⅢの2にあるとおり、「医業・介護収益」「医業・介護費用」に係る事項を含め、報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護に係る事業を併せて実施する事業所にあつては、別添3に掲げる事項(医療における事業収入及び延べ在院者数、外来患者数、介護サービスにおける事業収益及び延べ利用者数)について併せて報告がある場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えないものとする。

報告すべき収益・費用の内容	対応する会計上の勘定科目
1. 障害福祉サービス等事業収益	医業・介護収益
うち自立支援給付費等収益	医業・介護収益の、障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、補足給付費の収益
うち利用者負担金等収益	医業・介護収益の、障害福祉サービス等事業の利用者負担金、特定費用の収益
2. 障害福祉サービス等事業費用	医業・介護費用
人件費	医業・介護費用における、給与費
うち給与	医業・介護費用における、給与費のうち、以下の合計額 ・給料 ・賞与 ・賞与引当金繰入額
うち役員報酬	—
うち退職給付費用	医業・介護費用における、給与費のうち、退職給付費用
うち法定福利費	医業・介護費用における、給与費のうち、法定福利費
業務委託費	医業・介護費用における、委託費
うち給食委託費	医業・介護費用における、委託費のうち、給食委託費
減価償却費	医業・介護費用における、設備関係費のうち、減価償却費
水道光熱費	医業・介護費用における、経費のうち、水道光熱費
その他の費用	医業・介護費用のうち、「人件費」、「業務委託費」、「減価償却費」、「水道光熱費」の項目として報告したものを除くもの
うち材料費	医業・介護費用における、材料費
うち給食材料費	医業・介護費用における、材料費のうち、給食用材料費
うち研修費	医業・介護費用における、研修研究費のうち、研修費
うち本部費	医業・介護費用における、経費のうち、本部費配賦額
うち車両費	—
うち控除対象外消費税等負担額	医業費用における、経費のうち、控除対象外消費税等負担額
3. 事業外収益	医業・介護外収益
うち受取利息配当金	医業・介護外収益における、受取利息及び配当金
うち運営費補助金収益	医業・介護外収益における、運営費補助金収益
うち施設整備補助金収益	医業・介護外収益における、施設設備補助金収益
うち寄付金	—
4. 事業外費用	医業・介護外費用
うち借入金利息	医業・介護外費用における、支払利息
5. 特別収益	臨時収益
6. 特別費用	臨時費用
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	法人税、住民税及び事業税負担額

3. NPO法人会計基準

(※)本通知のⅢの2にあるとおり、報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護に係る事業を併せて実施する事業所にあつては、別添3に掲げる事項(医療における事業収入及び延べ在院者数、外来患者数、介護サービスにおける事業収益及び延べ利用者数)について併せて報告がある場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えないものとする。

報告すべき収益・費用の内容	対応する会計上の勘定科目
1. 障害福祉サービス等事業収益	事業収益
うち自立支援給付費等収益	事業収益の、 <u>障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、補足給付費の収益</u>
うち利用者負担金等収益	事業収益の、 <u>障害福祉サービス等事業の利用者負担金、特定費用の収益</u>
2. 障害福祉サービス等事業費用	事業費
人件費	事業費における、 <u>人件費(福利厚生費を除く)</u>
うち給与	事業費における、人件費のうち、以下の合計額 ・ <u>給料手当</u> ・ <u>臨時雇賃金</u> ・ <u>ボランティア評価費用</u> ・ <u>通勤費</u>
うち役員報酬	事業費における、人件費のうち、 <u>役員報酬</u>
うち退職給付費用	事業費における、人件費のうち、 <u>退職給付費用</u>
うち法定福利費	事業費における、人件費のうち、 <u>法定福利費</u>
業務委託費	事業費における、その他経費のうち、 <u>業務委託費</u>
うち給食委託費	—
減価償却費	事業費における、その他経費のうち、 <u>減価償却費</u>
水道光熱費	事業費における、その他経費のうち、 <u>水道光熱費</u>
その他の費用	事業費及び管理費のうち、「人件費」、「業務委託費」、「減価償却費」、「水道光熱費」の項目として報告したもの及び、支払利息並びに為替差損を除くもの
うち材料費	—
うち給食材料費	—
うち研修費	事業費における、その他費のうち、 <u>研修費</u>
うち本部費	<u>管理費(支払利息、為替差損を除く)</u>
うち車両費	事業費における、その他経費のうち、 <u>車両費</u>
うち控除対象外消費税等負担額	—
3. 事業外収益	経常収益のうち、事業収益を除くもの
うち受取利息配当金	経常収益における、その他収益のうち、 <u>受取利息</u>
うち運営費補助金収益	—
うち施設整備補助金収益	—
うち寄付金	経常収益における、受取寄付金(資産受贈益、施設等受入評価益、ボランティア受入評価益を除く)
4. 事業外費用	事業費のうち、その他経費における、 <u>支払利息、為替差損</u> 管理費のうち、その他経費における、 <u>支払利息</u>
うち借入金利息	事業費のうち、その他経費における、 <u>支払利息</u> 管理費のうち、その他経費における、 <u>支払利息</u>
5. 特別収益	経常外収益
6. 特別費用	経常外費用
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	—

4. 企業会計原則、その他

(※)前記1～3の会計基準を採用されている事業者においても、どの項目に含めるか判断に迷う場合は、以下を参考にされたい。

報告すべき収益・費用の内容	対応する会計上の勘定科目
1. 障害福祉サービス等事業収益	売上高、役務収益、事業収益
うち自立支援給付費等収益	売上高、役務収益、事業収益の、障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、補足給付費の収益
うち利用者負担金等収益	売上高、役務収益、事業収益の、障害福祉サービス等事業の利用者負担金、特定費用の収益
2. 障害福祉サービス等事業費用	売上原価、役務原価、販管費、事業費
人件費	給与に係る費用
うち給与	職員に支払う俸給、諸手当及び賞与
うち役員報酬	役員（評議員を含む）に支払う報酬、諸手当
うち退職給付費用	職員に対する退職一時金、退職年金等（将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額）
うち法定福利費	法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用
業務委託費	洗濯、清掃、夜間警備及び給食（給食材料費を除く）など事業所の業務の一部を他に委託するための費用、人材派遣会社に支払う金額
うち給食委託費	委託費のうち、給食を他に委託するための費用
減価償却費	固定資産の減価償却費
水道光熱費	電気、ガス、水道、灯油、重油等の費用
その他の費用	売上原価、役務原価、販管費、事業費のうち、「人件費」、「業務委託費」、「減価償却費」、「水道光熱費」の項目として報告したものを除くもの
うち材料費	利用者給食の食材、介護用品、医薬品、診療材料、衛生材料の消費額
うち給食材料費	利用者給食のための食材及び食品の費用
うち研修費	役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用
うち本部費	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用
うち車両費	乗用車、送迎用自動車等の燃料費、車両検査等の費用
うち控除対象外消費税等負担額	仮払い消費税のうち、仕入控除の対象外となった金額（税抜会計の場合のみ計上）
3. 事業外収益	営業外収益（通常の事業以外の活動から経常的に発生する収益）
うち受取利息配当金	預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び出資金等に係る配当金等の収益
うち運営費補助金収益	事業の運営に係る補助金、負担金の収益
うち施設整備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金のうち、当該会計期間に配分された金額
うち寄付金	経常経費に対する寄付金
4. 事業外費用	営業外費用（通常の事業以外の活動から経常的に発生する費用）
うち借入金利息	設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額
5. 特別収益	特別利益
6. 特別費用	特別損失
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	法人税、住民税及び事業税

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知	
別表第一		基本情報	
二 項	当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	
	ト その他サービスの種類に応じて必要な事項	サービス別の項目 【居宅介護、重度障害者等包括支援】 実施サービス 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護】 同一事業所等において提供する他の訪問系サービス 【居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練（機能・生活訓練、宿泊型）、就労移行支援、就労継続支援A・B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 運営形態 【生活介護】 運営規程上の開所日数（年間） 【短期入所】 報酬区分 【短期入所、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型・医療型障害児入所施設】 事業所等類型 【共同生活援助】 当該事業所等における共同生活住居の名称、開設年月日及び所在地 全共同生活住居数 全共同生活住居の定員数（合計） 各共同生活住居の名称、開設年月日、所在地及び定員数 【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】 訪問による訓練の実施の有無 【就労継続支援A・B型】 事業所等の財務状況（財務諸表等による直近年度の決算資料） 就労支援事業事業活動計算書 就労支援事業別事業活動明細書 【福祉型障害児入所施設】 みなし規定の適用の有無	
三	事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項	3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項	
	ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項	サービス別の項目 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援】 夜間・深夜・早朝対応の有無 【重度訪問介護、重度障害者等包括支援】 土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わない対応の有無 【短期入所、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、福祉型・医療型障害児入所施設】 夜間の勤務体制 施設名（共同生活援助のみ） 夜勤の職員数 宿直の職員数	
四	サービスの内容に関する事項	4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項	
	チ その他サービスの種類に応じて必要な事項	サービス別の項目 【施設入所支援】 ユニットケアの有無 【生活介護、短期入所、施設入所支援】 入浴支援の有無 【生活介護】 創作活動の実施状況の有無 生産活動の実施状況の有無 平均工賃（月額） 【短期入所】 長期利用者数	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知	
		【共同生活援助】	
		新規入居者数	
		退居者数	
		うち一人暮らしへの移行者数	
		入居者の主な日中活動の場	
		入居者の平均年齢	
		最高齢者の年齢	
		最年少者の年齢	
		個人単位居宅介護利用者の数	
		【自立生活援助、自立訓練(機能・生活訓練、宿泊型)】 標準利用期間を超える利用者の数	
		【自立訓練(機能・生活訓練)】 事業所における主な訓練内容	
		【自立生活援助】 (前年度1年間の利用者のうち)入所施設・グループホーム・病院からの移行者の数	
		【宿泊型自立訓練】 利用者の主な日中活動の場	
		【就労移行支援、就労継続支援A・B型】	
		一般就労への移行者数(移行率)	
		一般就労先での定着者数(定着率)	
		【就労移行支援】	
		一般就労までの平均利用期間	
		訓練中の怪我等に対する保険の有無	
		一般就労への移行後の定期的な支援の有無	
		【就労継続支援A型】	
		主な生産活動の内容	
		利用者数	
		平均賃金	
		社会保険の加入の有無	
		昇給の有無	
		賞与の有無	
		退職手当の有無	
		生産活動収入(年間売上高)	
		生産活動経費	
		賃金支払総額	
		平均労働時間	
		離職者数	
		【就労継続支援B型】	
		主な生産活動の内容	
		平均工賃	
		生産活動収入(年間売上高)	
		生産活動経費	
		工賃支払総額	
		退所者数	
		訓練中の怪我等に対する保険の有無	
		【就労定着支援】 過去3年の職場定着率 (支援開始後)	
		【児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 保護者支援の実施の有無	
		【児童発達支援】	
		児童発達支援ガイドラインにおける自己評価の公表の有無	
		保育所や幼稚園等と併行通園している利用者的人数	
		併行通園先との連携の有無	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知	
			【放課後等デイサービス】
			放課後等デイサービスガイドラインにおける自己評価の公表
			学校との連携の有無
			【福祉型・医療型障害児入所施設】 小規模グループケアの実施の有無
			【地域相談支援（地域移行支援）】
			利用期間が6か月を超える利用者の数
			地域生活への移行者数
			宿泊支援の設備の有無
			【地域相談支援（地域定着支援）】
			利用期間が1年を超える利用者の数
			一時的な滞在による支援を行う場所の有無
			【施設入所支援、共同生活援助】
			「地域連携推進会議の実施状況」
			「外部の者による評価又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものの評価の実施状況」
			【自立訓練（機能・生活訓練）】
			支援プログラムの内容の公表の有無
			利用者の生活機能の改善状況等の評価結果の公表の有無
			【共同生活援助】
			移行支援住居の有無